

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における脱炭素化を推進することを目的として、太陽光発電設備や蓄電池、高効率給湯器等を新たに設置する者に対し、予算の範囲内において、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日環政計発第2203301号。以下「国交付要綱」という。）第29条第1項に規定する間接補助金として、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することに関し、和泉市補助金等交付規則（平成23年3月25日規則第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において用語の定義は、国交付要綱に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) コージェネレーションシステム 都市ガス又はLPGガスから燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムをいう。
- (2) J-クレジット制度 省エネルギー設備の導入又は再生可能エネルギーの活用によるCO₂等の排出削減量及び適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度をいう。
- (3) 法定耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める期間をいう。
- (4) 再エネ100%電力 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱（地熱、太陽熱を除く。）、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）をいう。）、その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、永続的に利用することができると認められるものを由来とする電力をいう。
- (5) 従来電力 再エネ100%電力以外の電力をいう。
- (6) リース契約 リース事業者が、自ら所有する太陽光発電設備及び蓄電池を、個人が居住する住宅又はその住宅の敷地内に設置する場合又は事業者が自ら事業を行う事業所の敷地内に設置する場合において、それぞれ個人又は事業者から使用料を受け取ることにより、当該設備を使用収益する権利を与えるものをいう。
- (7) 子育て世帯 第7条第1項に基づく補助金の申請の時点及び第11条第1項に基づく実績報告及び交付の請求の時点において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者を有する世帯をいう。
- (8) 若者夫婦世帯 第7条第1項に基づく補助金の申請の時点及び第11条第1項に基づく実績報告及び交付の請求の時点において夫婦であり、補助金の申請及び実績報告及び交付請求の属する日の年度の4月1日時点でいずれかが39歳以下である世帯をいう。

(9) 転入世帯 世帯の全部又は一部が、補助金の申請及び実績報告及び交付請求の属する日の年度の4月1日から本補助金の実績報告時点までに、和泉市外から和泉市内に転入した世帯をいう。

(補助対象設備)

第3条 本補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 太陽光発電設備（自家消費型） 別表（1－1）または（1－2）の補助対象設備の欄に掲げる要件を全て満たすもの

(2) 蓄電池 別表（2－1）または（2－2）の補助対象設備の欄に掲げる要件を全て満たすもの

(3) コージェネレーションシステム 別表（3）の補助対象設備の欄に掲げる要件を全て満たすもの

(4) 高効率給湯器 別表（4）の補助対象設備の欄に掲げる要件を全て満たすもの

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助対象事業により太陽光発電設備又は蓄電池を導入する住宅に居住する者又は事業所で自ら事業を行う者（以下「補助事業活用者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該各号に定める要件を満たすものとする。

(1) 個人の場合 次に掲げる全ての要件を満たす者であって、補助対象設備の種類に応じて別表（1－1）、別表（2－1）、別表（3）、別表（4）の補助対象者の欄に定める補助対象者の要件に該当する者

ア 第7条第1項に基づく補助金の申請の時点及び第11条第1項に基づく実績報告及び交付の請求の時点において本市域内に住所を有すること。または、本市に転入する見込みがあり、第11条第1項に基づく実績報告及び交付の請求の時点で本市域内に住所を有すること。ただし、リース契約の場合は、補助対象者ではなく、補助事業活用者が上記要件を満たすこと。

イ 自ら居住又は転入する予定の本市域内の住宅又はその住宅の敷地内に、新たに補助対象設備を導入すること。ただし、その住宅又はその住宅の敷地の住所は、アで規定する第11条第1項に基づく実績報告及び交付の請求の時点における本市域内の住所と一致すること。ただし、リース契約の場合は、補助対象者ではなく、補助事業活用者が上記要件を満たすこと。

ウ 本人又は同一世帯に属する者が市税を滞納していないこと。ただし、リース契約の場合は、補助対象者及び補助事業活用者が市税を滞納していないこと。

エ 和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 事業者の場合 次に掲げる全ての要件を満たす者であって、補助対象設備の種類に応じて別表（1－2）及び別表（2－2）の補助対象者の欄に定める補助対象者の要件に該当する者

ア 法人又は個人事業主であること。

イ　自ら事業を行う本市域内の事業所の敷地内において、新たに補助対象設備を導入すること。ただし、リース契約の場合は、補助事業活用者が自ら事業を行う本市域内の事業所の敷地内において、新たに補助対象設備を導入すること。

ウ　市税を滞納していないこと。リース契約の場合は、補助対象者及び補助事業活用者が市税を滞納していないこと。

エ　和泉市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助対象経費)

第5条　本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号。以下「国実施要領」という。）別表第1に定める通りとする。

(補助金の額)

第6条　本補助金の額は、予算の範囲内において、別表に定める額とする。

(補助金の申請)

第7条　本補助金の交付を受けようとする者は、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請しなければならない。なお、申請書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、申請書を提出することができる。

(1) 申請者が個人である場合は、本人確認書類の写し（ただし、リース契約である場合は、リース契約者の本人確認書類）

(2) 申請者が個人である場合において、交付申請時点で和泉市外に在住している場合は、申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し（ただし、リース契約である場合において、リース契約者が個人である場合は、リース契約者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し）

(3) 申請者が事業者である場合は、申請者の登記事項証明書の写し

(4) 補助対象設備の種類ごとにそれぞれ別表に定める添付書類

2　申請の受付は、各会計年度の1月末日（ただし、1月末日が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日）を期限として先着順に行うものとし、申請書における交付申請予定額の合計が予算の上限に達した場合は受付を終了するものとする。なお、予算の上限に達した日に到着した申請書については、抽選で受付順を決めるものとする。

3　補助対象事業を複数年にわたって実施する場合、申請者は、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金事前着手届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

4　申請者は、前項の規定に基づく事前着手届を、環境省から本市に通知される当該年度の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日以降に提出しなければならない。なお、提出時に補助対象事業の期間が9カ月を超える見込であることを示す書類を添えて、事業開始の1年目の会計年度の1月末日（ただし、1月末日が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日）までに事前着手届を提出するものとする。

(補助金の交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、申請内容を審査し、本補助金の交付又は不交付を決定する。

2 市長は、審査のうえ補助金の交付又は不交付を決定したときは、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又は和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第9条 市長は、前条の規定による交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 本事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。ただし、交付決定額に変更がない場合や、市長が軽微と認める場合は除く。
- (2) 本事業を中止し、廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助の交付を受けた日から、補助対象設備の法定耐用年数の残存期間を経過するまでの間は、原則として補助対象設備を廃棄若しくは譲渡しないこと。
- (5) 補助対象設備を前号に規定する期間を経過する前に滅失したときは、市長にその旨を届け出ること。
- (6) その他市長が必要と認めること。

2 前項第1号又は第2号に規定する承認を受けようとする者は、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、その結果を和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

（補助事業の遂行）

第10条 被交付決定者は、本補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他市長の指示を遵守しなければならない。

2 申請者は、環境省から本市に通知される当該年度の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日以降でなければ、補助対象事業に関する契約及び補助対象設備の設置に着手してはならない。

3 事前着手届の提出がある場合は、前項の規定にかかわらず事前着手届を提出した日の属する年度の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付決定日から翌年度の2月末日（ただし、2月末日が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日）まで、補助対象事業に関する契約及び補助対象設備の設置に着手することができる。ただし、事前着手届を提出した日の属する年度の2月末日（ただし、2月末日が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日）から翌年度の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の決定日までは、補助対象事業に関する契約及び補助対象設備の設置に着手してはならない。

（実績報告及び交付の請求）

第11条 被交付決定者は、補助事業が完了したときは、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金実績報告書兼請求書（様式第7号）に、補助対象設備の種類ごとにそれぞれ

別表に定める添付書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、実績報告書兼請求書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、実績報告書兼請求書を提出することができる。

- 2 実績報告書兼請求書の提出は、交付申請をする日の属する年度の2月末日（ただし、2月末日が本市の休日に当たるときは、本市の休日の翌日）までにしなければならない。
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告等の書類の審査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めた時は、交付すべき補助金の額を確定し、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付確定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

(状況調査)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、被交付決定者に対し補助対象設備の設置状況等について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(交付の決定の取消し)

第14条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- (3) 市長の指示に従わないとき。
- (4) 正当な理由がなく、状況報告若しくは実績報告をせず、又は調査を拒んだため本事業の内容が確認できないとき。
- (5) 被交付決定者から文書で交付の決定の全部又は一部取り消しの申立てがあったとき。
- (6) その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定により本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により被交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により、本補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、被交付決定者に期限を定めて、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金返還命令書（様式第10号）により、その返還を命ずるものとする。

(自家消費量等の報告)

第16条 補助対象設備の内、太陽光発電設備（自家消費型）に関する補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了年度の翌年度から2年分について、発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第11号）により、市長に報告しなければならない。なお、自家消費量に関する報告書の提出に代え、市長が別に指定する方法により、報告することができる。

(書類の保存)

第17条 本補助金の交付を受けた者は、本事業に関する書類、帳簿等の関係書類を本補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年から起算して10年間保存しなければならない。

(財産処分等の制限)

第18条 被交付決定者は、次に定める耐用年数の期間内に、補助対象設備を担保に供して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、又は廃棄（以下「処分」という。）しようとするときは、あらかじめ和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金財産処分等承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

補助対象設備	耐用年数
太陽光発電設備	17年
蓄電池	6年
コーポレーティブソーラーシステム	6年
高効率給湯器	6年

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、当該処分を承認することが適当と認めたときは、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金財産処分等承認通知書（様式第13号）により、その結果を通知するものとする。

3 市長は第1項に規定する補助対象設備の処分が、本補助金の交付目的に反する場合は、交付した補助金の全部または一部の返還を請求することができる。この場合において、返還に係る手続きについては、第15条を準用するものとする。

(その他)

第19条 本補助金の交付を受ける者は、「IZUMI ゼロカーボン宣言」への参加、および本市域内の脱炭素化の実現に向けた取組へ協力しなければならない。

2 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年8月23日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年8月29日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月28日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年12月19日から施行する。

別表

(1－1) 太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者（個人） (第4条関係)	<p>次に掲げる要件に該当する者とする。なお、PPA等により導入する場合は交付対象外とする。</p> <p>自ら又は補助事業活用者が居住又は居住する予定の本市域内の一戸建て住宅（以下、これらを「個人宅」という。）に補助対象設備を設置する者。ただし、発電出力が3.2kW未満の補助対象設備を設置する者にあっては、蓄電池または高効率給湯器等の設置若しくは従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替えを必須とする。ただし、3.2kW未満の補助対象設備を設置する者が、リース事業者の場合は、蓄電池または高効率給湯器等の設置若しくは従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替えが必須となるのは、補助事業活用者とする。</p> <p>なお、発電出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方とする。</p>
補助対象設備 (第3条関係)	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア(ア)に定める交付要件を満たすこと。 2 本市域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 ほかの法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 5 ソーラーカーポート、建材一体型太陽光発電設備（窓、壁、屋根）ではないこと。 6 本人又は同一世帯に属する者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないこと。 ただし、リース契約の場合は、リース事業者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていること。
その他の条件	<p>次に掲げる条件を遵守するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本補助金を活用して設置する補助対象設備について、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度(FIT)の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録は行わないこと。

	<p>3 リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
補助金額 (第6条関係)	<p>次に掲げる単価に発電出力を乗じて得た額とする。ただし、kW表示の小数点以下切捨てとし、補助金額が、補助対象経費を上回る場合は、補助金額は補助対象経費を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>1箇所につき 70,000円／kW（上限 700,000円）</p>
添付書類	<p>1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）</p> <p>2 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図</p> <p>3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）</p> <p>4 補助対象設備の発電電力、自家消費量に係る計画書</p> <p>5 （補助対象者が設置する個人宅の所有者でない場合）個人宅の所有者の同意書</p> <p>6 （リース契約の場合）リースに係る同意書</p> <p>7 （リース契約の場合）法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p>8 （リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類</p> <p>9 （リース契約の場合）リース事業者の商業・法人登記の写し</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告書 (第11条関係)	<p>1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>2 補助対象設備の設置に係る領収書の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p>

	<p>3 補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>4 補助対象設備の施行前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>5 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図</p> <p>6 電力会社との連系協議書類（系統連系申込書、契約書、申合書等のFIT・FIP制度による連系でないことの分かる書類）の写し及び連携協議書類の承諾書類若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>7 （実績報告書提出時に書類が準備できる場合）通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>8 （売電契約を行う場合）電気事業者と契約したことが分かる書類の写し</p> <p>9 発電出力が3.2kW未満の補助対象設備を設置する者の場合、蓄電池または高効率給湯器等の設置若しくは再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面又は切替申請の申込を確認できる書面の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>10 IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づくIZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書</p> <p>11 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し</p> <p>12 （リース契約の場合）リース料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類</p> <p>13 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告後に提出が必要な書類	<p>1 （実績報告書提出時に、再エネ100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写しを提出した場合）第12条に基づく交付確定通知後6か月以内に再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>2 （実績報告書提出時に、通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写しを提出していない場合）通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p>

(1－2) 太陽光発電設備（自家消費型）

補助対象者（事業者） (第4条関係)	<p>次に掲げる要件に該当するものとする。なお、PPA等により導入する場合は交付対象外とする。</p> <p>自ら又は補助事業活用者が事業を行う本市域内の事業所又は自ら事業を行うために本市域内に新築する事業所（以下これらを「事業所」という。）に補助対象設備を設置する者。</p> <p>なお、発電出力は、太陽光モジュールにおけるJIS等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格規格の合計値のいずれか低い方とする。</p>
補助対象設備 (第3条関係)	<p>次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 2 本市域内に設置されるものであること。 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 ほかの法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 5 ソーラーカーポート、建材一体型太陽光発電設備（窓、壁、屋根）ではないこと。 6 過去に同じ補助対象設備について、本補助金の交付を受けていないこと。ただし、リース契約の場合は、リース事業者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないこと。
その他の条件	<p>次に掲げる条件を遵守するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本補助金を活用して設置する補助対象設備に関して、再エネ特措法に基づく固定価格買取制度（FIT）の認定又はFIP制度の認定を取得しないこと。 2 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録は行わないこと。 3 リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引

	又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
補助金額 (第6条関係)	次に掲げる単価に発電出力を乗じて得た額とする。ただし、kW表示の小数点以下切捨てとし、補助金額が、補助対象経費を上回る場合は、補助金額を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 1箇所につき 50,000 円／kW（上限 30,000,000 円）
添付書類	<p>交付申請書 (第7条関係)</p> <p>1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）</p> <p>2 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図</p> <p>3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）</p> <p>4 補助対象設備の発電電力、自家消費量に係る計画書</p> <p>5 （補助対象者が設置する事業所の所有者でない場合）事業所の所有者の同意書</p> <p>6 不動産登記（土地・建物の両方）の写し若しくはそれに代わるもの（リース契約の場合は、補助事業活用者のもの）</p> <p>7 商業・法人登記の写し（リース契約の場合は、補助対象者及び補助事業活用者のもの）</p> <p>8 （リース契約の場合）リースに係る同意書</p> <p>9 （リース契約の場合）法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類</p> <p>10 （リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類</p> <p>11 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告書 (第11条関係)	<p>1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>2 補助対象設備の設置に係る領収書の写し若しくはそれに代わるもの（写し）</p> <p>3 補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるもの（写し）</p> <p>4 補助対象設備の施行前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>5 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図</p> <p>6 電力会社との連系協議書類（系統連系申込書、契約書、申合書等の FIT・FIP 制度による連系でないこと）</p>

	<p>の分かる書類)の写し及び連携協議書類の承諾書類若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>7 (実績報告書提出時に書類が準備できる場合) 通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>8 (売電契約を行う場合) 電気事業者と契約したことが分かる書類の写し</p> <p>9 IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づく IZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書</p> <p>10 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)の写し</p> <p>11 (リース契約の場合) リース料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類</p> <p>12 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告後に提出 が必要な書類	(実績報告書提出時に、通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写しの提出が間に合わない場合) 通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写し

(2-1) 蓄電池

補助対象者（個人） (第4条関係)	<p>次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>自ら又は補助事業活用者が居住又は居住する予定の本市域内に一戸建て住宅又はその住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者。</p>
補助対象設備 (第3条関係)	<p>(1-1) の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア(イ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 20kWh未満の家庭用蓄電池であること。ただし、本体価格14.1万円/kWh(工事費込み・税抜き)以上の蓄電池は交付対象外とする。</p> <p>3 本市域内に設置されること</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>5 ほかの法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> <p>6 車載型蓄電池ではないこと</p> <p>7 本人又は同一世帯に属する者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないこと。 ただし、リース契約の場合は、リース事業者が、過去</p>

	に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないこと。
その他の条件	<p>次に掲げる条件を遵守するものとする。</p> <p>リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
補助金額 (第6条関係)	<p>1 箇所につき 40,000 円／kWh（上限 400,000 円）</p> <p>ただし、kW 表示の小数点第二位以下は切捨てとし、補助金額が、補助対象経費の 1/3 を上回る場合は、補助金額は補助対象経費の 1/3 を上限とし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
添付書類	<p>交付申請書 (第7条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの） 2 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図 3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類） 4 補助対象者が設置する個人宅の所有者でない場合、個人宅の所有者の同意書 5 （リース契約の場合）リースに係る同意書 6 （リース契約の場合）法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 7 （リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類 8 （リース契約の場合）リース事業者の商業・法人登記の写し

	<p>9 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告書 (第11条関係)	<p>1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し 2 補助対象設備の設置に係る領収書の写し若しくはそれに代わるものとの写し 3 補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるものとの写し 4 補助対象設備の施行前・施工後の状況を記録したカラー写真 5 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図 6 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類 7 IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づくIZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書 8 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し 9 （リース契約の場合）リース料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類 10 その他市長が必要と認める書類</p>

（2－2）蓄電池

補助対象者（事業者） (第4条関係)	<p>次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>自ら又は補助事業活用者が事業を行う本市域内の事業所、又は自ら事業を行うために本市域内に新築する事業所（以下これらを「事業所」という。）に補助対象設備を設置する者。</p>
補助対象設備 (第3条関係)	<p>（1－2）の付帯設備として設置する蓄電池であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2ア（イ）に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 20kWh以上の業務用蓄電池であること。ただし、本体価格16.0万円/kWh（工事費込み・税抜き）以上の蓄電池は交付対象外とする。</p> <p>3 本市域内に設置されるものであること</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。</p> <p>5 ほかの法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> <p>6 車載型蓄電池ではないこと</p> <p>7 過去に同じ補助対象設備について、本補助金の交付を受けていないこと。</p>

その他の条件	<p>次に掲げる条件を遵守するものとする。</p> <p>リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。また、リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p>
補助金額 (第6条関係)	<p>1箇所につき 50,000 円/kWh (上限 10,000,000 円) ただし、kW 表示の小数点第二位以下は切捨てとし、補助金額が、補助対象経費の 1/3 を上回る場合は、補助金額は補助対象経費の 1/3 を上限とし、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
添付 書類	<p>交付申請書 (第7条関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し (内訳の記載があるもの) 2 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図 3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (設備仕様が分かる書類) 4 補助対象者が設置する事業所の所有者でない場合、事業所の所有者の同意書 5 不動産登記 (土地・建物の両方) の写し若しくはそれに代わるもの(リース契約の場合は、補助事業活用者のもの) 6 商業・法人登記の写し (リース契約の場合は、補助対象者及び補助事業活用者のもの) 7 (リース契約の場合) リースに係る同意書 8 (リース契約の場合) 法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類 9 (リース期間が処分制限期間よりも短い場合) 所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類 10 その他市長が必要と認める書類
実績報告書 (第11条関係)	<p>1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p>

	<p>2 補助対象設備の設置に係る領収書の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>3 補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるものとの写し</p> <p>4 補助対象設備の施行前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>5 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図</p> <p>6 太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類</p> <p>7 IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づくIZUMI ゼロカーボン宣言登録等申請書</p> <p>8 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し</p> <p>9 （リース契約の場合）リース料金から補助金相当額が控除されていることがわかる書類</p> <p>10 その他市長が必要と認める書類</p>
--	--

(3) コージェネレーションシステム

補助対象者 (第4条関係)	<p>次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>本市域内に自ら居住又は居住する予定の住宅又はその住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者。</p> <p>ただし、本補助金の交付を受けて設置する太陽光発電設備と併せて補助対象設備を設置しない者にあっては、従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えを必須とする。(既に太陽光発電設備（自家消費型）を当該住宅に設置し、適正に管理されている場合はこの限りではない。)</p>
補助対象設備 (第3条関係)	<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>1 国実施要領別紙2の2エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>2 一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度で指定されるものであること。</p> <p>3 本市域内に設置されるものであること</p> <p>4 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。</p> <p>5 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。</p> <p>6 本人又は同一世帯に属する者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないこと。</p>

その他の条件	次に掲げる条件を遵守するものとする。 法定耐用年数を経過するまでの間、本事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について、J-クレジット制度への登録は行わないこと。	
補助金額 (第6条関係)	250,000円／基（定額） ただし、補助対象者又は補助事業活用者が、子育て世帯、若者夫婦世帯又は転入世帯である場合は、上記の補助金額は500,000円／基（定額）とする。 ただし、補助金額が、補助対象経費の1/2を上回る場合は、補助金額は補助対象経費の1/2を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
交付申請書 (第7条関係)	1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの） 2 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図 3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類） 4 （太陽光発電設備と併せて申請する場合）太陽光発電設備と併せて活用されることが確認できる書類 5 （転入世帯の場合）転居の事実を確認できる書類（建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるものとの写し）（ただし、実績報告時点までに転入世帯となる場合は、実績報告時点に上記書類を提出すること） 6 その他市長が必要と認める書類	
添付 書類	実績報告書 (第11条関係)	1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し 2 補助対象設備の設置に係る領収書の写し若しくはそれに代わるものとの写し 3 補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるものとの写し 4 補助対象設備の施行前・施工後の状況を記録したカラー写真 5 （単独で設置する場合）再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し又は切替申請の申込を確認できる書面の写し若しくはそれらに代わるものとの写し 6 IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づくIZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書 7 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し

		<p>8 (転入世帯の場合) 転居の事実を確認できる書類(建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるものとの写し)(ただし、交付申請時に提出済みの場合は不要)</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>
実績報告後に提出 が必要な書類		(実績報告書提出時に、再エネ 100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写しを提出した場合) 実績報告書の提出後 6か月以内に再エネ 100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面若しくはそれに代わるものとの写し

(4) 高効率給湯器

補助対象者 (第4条関係)	<p>次に掲げる要件に該当する者とする。</p> <p>本市域内に自ら居住又は居住する予定の住宅又はその住宅の敷地内に補助対象設備を設置する者。</p> <p>ただし、本補助金の交付を受けて設置する太陽光発電設備と併せて補助対象設備を設置しない者にあっては、従来電力から再エネ 100%電力メニューへの切り替えを必須とする。(既に太陽光発電設備(自家消費型)を当該住宅に設置し、適正に管理されている場合はこの限りではない。)</p>
補助対象設備 (第3条関係)	<p>次のいずれにも該当するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国実施要領別紙2の2エ(ヌ)に定める交付要件を満たすこと。 2 本市域内に設置されるものであること 3 商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は交付対象外とする。 4 他の法令又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て導入する設備でないこと。 5 本人又は同一世帯に属する者が、過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていないこと。
補助金額 (第6条関係)	<p>150,000円／基(定額)</p> <p>ただし、補助対象者又は補助事業活用者が、子育て世帯、若者夫婦世帯又は転入世帯である場合は、上記の補助金額は300,000円／基(定額)とする。</p> <p>ただし、補助金額が、補助対象経費の1/2を上回る場合は、補助金額は補助対象経費の1/2を上限とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p>
添付	交付申請書

1 補助対象設備の設置に係る見積書の写し(内訳の記

書類	(第7条関係)	<p>載があるもの)</p> <p>2 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図</p> <p>3 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し (設備仕様が分かる書類)</p> <p>4 従来の給湯機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られることを確認できる書面の写し又はそれに代わるもの</p> <p>5 (太陽光発電設備と併せて申請する場合) 太陽光発電設備と併せて活用されることが確認できる書類</p> <p>6 (転入世帯の場合) 転居の事実を確認できる書類(建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるもの写し)(ただし、実績報告時点までに転入世帯となる場合は、実績報告時点に上記書類を提出すること)</p> <p>7 その他市長が必要と認める書類</p>
	実績報告書 (第11条関係)	<p>1 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し</p> <p>2 補助対象設備の設置に係る領収書の写し若しくはそれに代わるもの写し</p> <p>3 補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるもの写し</p> <p>4 補助対象設備の施行前・施工後の状況を記録したカラー写真</p> <p>5 (単独で設置する場合) 再エネ100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写し又は切替申請の申込を確認できる書面の写し若しくはそれらに代わるもの写し</p> <p>6 IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づくIZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書</p> <p>7 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの(通帳、キャッシュカード等)の写し</p> <p>8 (転入世帯の場合) 転居の事実を確認できる書類(建物賃貸借契約書又は土地売買契約書の写し若しくはそれに代わるもの写し)(ただし、交付申請時に提出済みの場合は不要)</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p>
	実績報告後に提出 が必要な書類	(実績報告書提出時に、再エネ100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写しを提出した場合) 実績報告書の提出後6か月以内に再エネ100%電力

		メニューの継続的な契約が確認できる書面若しくはそれに代わるものとの写し
--	--	-------------------------------------

様式第1号その1（第7条関係）

年　月　日

和泉市長　あて

《太陽光発電設備（自家消費型）・蓄電池用》
和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請をします。また、裏面の【誓約・同意事項】の通り誓約し、同意します。

申請者情報	住所	〒 -		
	ふりがな		TEL	- -
	氏名 ※事業者は、社名及び代表者名を記入すること			(携帯) - -
	E-mail	@		

※平日の日中に連絡可能な連絡先をご記入ください。

補助対象設備	設置場所 ※該当項目に☑	<input type="checkbox"/> 個人宅・ <input type="checkbox"/> 事業所（ <input type="checkbox"/> 既築・ <input type="checkbox"/> 新築）		<input type="checkbox"/> リース
		※申請者情報と異なる場合は記入して下さい。 〒594- 和泉市 TEL :		
太陽光発電設備 (自己消費型)	※それぞれ記載	太陽電池モジュール	パワーコンディショナー	
	メーカー名			
	型番			
	発電出力	kW	kW	
	補助対象経費（税抜） ※本体価格+設置工事費	円		
交付申請額	, 000 円			
蓄電池 ※本補助金を活用して設置する太陽光発電設備（自家消費型）の付帯設備として設置する者に限る。	メーカー名			
	型番			
	蓄電容量	kWh		
	補助対象経費（税抜） ※本体価格+設置工事費	円		
	交付申請額 ※千円未満切捨て	, 000 円		
工事期間 予定期月日	着工予定　年　月　日	完了予定　年　月　日		

私は、下記事項を誓約・同意いたします

右欄に✓を入れてください



対象者			誓約・同意事項一覧
個人	事業者	リース	
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱の内容を了承しました。
<input type="radio"/>	—	—	和泉市が保有する住民基本台帳情報を確認することに同意します。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	市税の滞納はしていません。また、市税の納付状況を確認することに同意します。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていません。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	本補助金の実施に関する業務に必要な範囲内で、本申請に付随する個人情報等が、本市が契約する当該年度の支援業務委託業者に提供されることに同意します。
<input type="radio"/>	—	—	本補助金を活用して発電出力が3.2kW未満の太陽光発電設備を設置する場合、蓄電池または高効率給湯器等の設置若しくは従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替えが必須であることについて了承しました。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	太陽光発電設備を設置する場合（リースの場合も含む）、自家消費率が個人の場合は30%以上、事業者の場合は50%以上となるよう、敷地内で自ら消費しなければならないことについて、了承しました。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	設置した補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、和泉市から補助対象設備に係る発電した電力量や自家消費量等の実績等に関する報告の求めがあった場合必ず協力します。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	補助金の交付後、申請内容に虚偽が判明した場合や、交付の決定の内容に違反することが判明した場合は補助金を返還します。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	補助の交付を受けた日から、補助対象設備の法定耐用年数の残存期間を経過するまでの間に、補助対象設備を廃棄若しくは譲渡し、又はそれらの行為により収入を得た場合は、補助金の全部又は一部を返還します。
<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「IZUMIゼロカーボン宣言」への参加及び本市域内の脱炭素化の実現に向けた取組に協力します。

《添付書類》 下記書類を必ず添付してください

- 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
- 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
- 補助対象設備の発電電力の消費量計画書
- （※補助対象者が設置する個人宅又は事業所の所有者でない場合）個人宅又は事業所の所有者の同意書
- （※個人の場合）本人確認書類の写し（マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し）
- （※申請時に和泉市外在住の場合）申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
- （※事業者の場合）不動産登記（土地・建物の両方）の写し若しくはそれに代わるもの写し
- （※事業者の場合）商業・法人登記の写し

*リース契約の場合は、上記以外の要綱で定める添付書類を必ず添付すること

様式第1号その2（第7条関係）

年　月　日

和泉市長 あて

《コーチェネレーションシステム・高効率給湯器用》
和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付申請書

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請をします。また、裏面の【誓約・同意事項】の通り誓約し、同意します。

申請者情報	住所	〒 -			
	ふりがな			T E L	(自宅) - - (携帯) - -
	氏名				
	E-mail	@			
	世帯 ※該当項目に☑	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 若者夫婦世帯 <input type="checkbox"/> 転入世帯			

※平日の日中に連絡可能な連絡先をご記入ください。

補助対象設備	設置場所 ※該当項目に☑	□既築 現在の給湯機器種別:		□新築	
		※申請者情報と異なる場合は記入して下さい。 〒594- 和泉市			
コーチェネレーションシステム	メーカー名				
	型番	燃料電池			
		熱源機			
	補助対象経費（税抜） ※本体価格+設置工事費				円
補助金交付申請額 ※千円未満切捨て				, 000 円	
高効率給湯器	メーカー名				
	型番				
	補助対象経費（税抜） ※本体価格+設置工事費				円
	補助金交付申請額 ※千円未満切捨て				, 000 円
工事期間予定年月日	着工予定	年　月　日	完了予定	年　月　日	

※裏面も記入が必須となります

私は、下記事項を誓約・同意いたします

右欄に✓を入れてください

対象者	誓約・同意事項一覧
個人	
<input type="radio"/>	和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱の内容を了承しました。
<input type="radio"/>	和泉市が保有する住民基本台帳情報を確認することに同意します。
<input type="radio"/>	市税の滞納はしていません。また、市税の納付状況を確認することに同意します。
<input type="radio"/>	過去に同じ補助対象設備について本補助金の交付を受けていません。
<input type="radio"/>	本補助金の実施に関する業務に必要な範囲内で、本申請に付随する個人情報等が、本市が契約する当該年度の支援業務委託業者に提供されることに同意します。
<input type="radio"/>	太陽光発電設備と併せて活用しない場合（補助対象設備を単独で設置する場合）は、従来電力から再エネ100%電力メニューへの切り替えが必須であることについて了承しました。
<input type="radio"/>	高効率給湯器については、従来の給湯器等に対して30%以上省CO ₂ 効果が得られることが本補助金の要件であることを理解し、了承しました。
<input type="radio"/>	設置した補助対象設備の法定耐用年数を経過するまでの間、和泉市から補助対象設備に係る発電した電力量や自家消費量等の実績等に関する報告の求めがあった場合必ず協力します。
<input type="radio"/>	補助金の交付後、申請内容に虚偽が判明した場合や、交付の決定の内容に違反することが判明した場合は補助金を返還します。
<input type="radio"/>	補助の交付を受けた日から、補助対象設備の法定耐用年数の残存期間を経過するまでの間に、補助対象設備を廃棄若しくは譲渡し、又はそれらの行為により収入を得た場合は、補助金の全部又は一部を返還します。
<input type="radio"/>	「IZUMIゼロカーボン宣言」への参加及び本市域内の脱炭素化の実現に向けた取組に協力します。

《添付書類》 下記書類を必ず添付してください

- 補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）
- 補助対象設備の設置場所が分かる付近見取図
- 補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かる書類）
- 補助対象設備を太陽光発電設備と併せて活用する場合、太陽光発電設備と併せて活用されることが確認できる書類
- （※個人の場合）本人確認書類
(マイナンバーカード（個人番号記載部分は除く）又は運転免許証等の写し)
- （※高効率給湯器の補助を申請する場合）従来の給湯機器等に対して30%以上省CO₂効果が得られるものであることを証する書類
- （※申請時に和泉市外在住の場合）申請者の住民票（世帯全員の記載があるもの）の写し
- （転入世帯の場合）転居の事実を確認できる書類（ただし、実績報告時点までに転入世帯となる場合は、実績報告時点に上記書類を提出すること）

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

和泉市長　あて

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名）

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金事前着手届

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の申請にあたり、下記理由から事前着手したいので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定により提出します。

なお、本件について交付決定がなされなかった場合又は交付決定額が交付申請額に達しなかった場合において異議は申し立てません。

記

○事前着手の理由

○着手年月日　　年　月　日

○補助対象経費（税抜）　　円

○補助金交付申請額（予定）　　円

※注意

事前着手は真にやむを得ない理由がある場合のみ認められます。

事前に着手しなければならない正当な理由がないと判断した場合は、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、不交付決定致しますので、あらかじめご留意いただきますようお願い申し上げます。

様式第3号（第8条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付決定通知書

年月日付け受付の和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の交付については、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき審査し、下記のとおり交付を決定したので通知します。

補助年度	年度	補助対象設備	補助金額
交付決定額	(1) 太陽光発電設備 (自家消費型)		円
	(2) 蓄電池		円
	(3) コージェネレーションシステム		円
	(4) 高効率給湯器		円
	計		円
交付の条件			

様式第4号（第8条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金不交付決定通知書

年月日付け受付の和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金の交付については、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき審査し、下記の理由により不交付と決定しましたので通知いたします。

記

不交付理由：

様式第5号（第9条関係）

年　月　日

和泉市長 あて

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名）

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金変更交付申請書

年　月　日付け受付の　　年度の和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業
補助金に係る（事業の内容・経費の配分）を変更したいので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促
進事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 変更理由

2 変更の内容

様式第6号（第9条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金変更交付決定通知書

年月日付け、和泉環第号で交付決定した 年度の和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金については、次の通り変更することを決定したので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第9条第3項の規定により、通知します。

記

1 補助金の既決定額 金 円

2 補助金の変更交付決定額 金 円

様式第7号（第11条関係）

年　月　日

和泉市長　あて

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金実績報告書兼請求書

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、以下の通り実績報告します。また、補助金額が確定したときは、以下の金融機関の口座に補助金を振り込んでいただきますよう、請求します。

申請者情報	住所	〒 -		
	ふりがな			
	氏名 ※事業者は、社名及び代表者名を記入すること ※自署の場合は押印不要、ただし事業者の場合は押印必須	印	T E L (携帯) - - -	
	E-mail	@		
	世帯 ※該当項目に□	<input type="checkbox"/> 子育て世帯 <input type="checkbox"/> 若者夫婦世帯 <input type="checkbox"/> 転入世帯 <input type="checkbox"/> 左記以外の世帯		
交付決定年月日・文書番号	年　月　日　和泉環第　号			
交付請求額	(1) 太陽光発電設備 (自家消費型)	円		
	(2) 蓄電池	円		
	(3) コージェネレーションシステム	円		
	(4) 高効率給湯器	円		
	請求額計	円		
	設置場所 ※申請者住所と異なる場合記入	〒 -		
(1) 太陽光発電設備 (自家消費型)	太陽電池モジュール 合計出力	kW		
	パワーコンディショナ 一合計出力	kW		
	補助対象経費（税抜）	円		
	交付決定額	円		
(2) 蓄電池	蓄電容量	kWh		
	補助対象経費（税抜）	円		
	交付決定額	円		
(3) コージェネレーションシステム	補助対象経費（税抜）	円		
	交付決定額	円		
(4) 高効率給湯器	補助対象経費（税抜）	円		
	交付決定額	円		
設置期間年月日	着工　年　月　日	完了　年　月　日		

振込指定口座 ※申請者本人の口座をご記入ください。							
金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	銀 行 信用金庫				支 店 名	支 店 出張所	
口座番号						種別	普通・当座
口座名義人カナ							
ゆうちょ銀行	記号（5桁）			番号（最大8桁）			
口座名義人カナ							

《添付書類》 下記書類を必ず添付してください

◆共通（※すべての申請で必要です）

- 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書の写し
- 領収書等の写し若しくはそれに代わるものとの写し
- 製造事業者が発行した補助対象設備の保証書の写し若しくはそれに代わるものとの写し
- 補助対象設備の設置前・施工後の状況を記録したカラー写真
- 補助金の振込先の口座番号を確認できるもの（通帳、キャッシュカード等）の写し
- IZUMI ゼロカーボン宣言実施要綱第4条に基づく IZUMI ゼロカーボン宣言登録申請書

◆太陽光発電設備・蓄電池の場合

- 補助対象設備の実際の機器配置図、システム系統図
- 電力会社との連系協議書類（系統連系申込書、契約書、申合書等の FIT・FIP 制度による連系でないことの分かる書類）の写し
- （実績報告書提出時に書類が準備できる場合）通電開始が分かる書類の写し若しくはそれに代わるものとの写し
- （売電契約を行う場合）電気事業者と契約したことが分かる書類の写し
- （蓄電池のみ）太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類
- （個人宅に設置する場合で、発電出力が 3.2kW 未満の場合、次のいずれかを添付すること）
蓄電池、高効率給湯器等の設置を確認できる書面または、再エネ 100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写しまたは、再エネ 100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し若しくはそれらに代わるものとの写し

◆コージェネレーションシステム・高効率給湯器の場合

- （単独で設置する場合）再エネ 100%電力メニューの継続的な契約が確認できる書面の写しまたは、再エネ 100%電力メニューへの切替申請の申込を確認できる書面の写し
若しくはそれらに代わるものとの写し（既に太陽光発電設備が設置されている場合は不要）

※転入世帯・リース契約の場合は、上記以外の要綱で定める添付書類を必ず添付すること

様式第8号（第12条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付確定通知書

年月日付け、和泉環第号により交付の決定をした年度和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金について、次のとおり交付することに確定したので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第12条の規定により、通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

様式第9号（第14条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付決定取消通知書

年月日付和泉環第号で交付の決定をした年度和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金について、次のとおり取り消したので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、通知します。

記

1. 補助金取消金額 金 円

2. 補助金取消後金額 金 円

3. 取消理由

様式第10号（第15条・第18条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金返還命令書

年月日付和泉環第号で確定した年度和泉市再エネ・省エネ
機器設置促進事業補助金について、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第1
5条（第18条第3項）の規定により、次の通り返還を命ずる。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年月日まで
返還を命ずる理由	
返還方法	
補助金の交付決定額	
補助金の既交付額	年月日交付 円 年月日交付 円 年月日交付 円 計 円
補助金の交付確定額	

様式第11号（第16条関係）

年　月　日

和泉市長 あて

自家消費量に関する報告書

先に和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金を受けて設置した太陽光発電設備の発電量及び自家消費量について、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第16条の規定により、以下のとおり報告します。

補 助 事 業 の 名 称		和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金				
報 告 者	氏名又は 名称及び 代表者名			電話番号		
	住所又は 所 在 地					
補 助 金 の 交 付 決 定		文 書 番 号				
		文 書 発 出 日	年　月　日			
補助対象設備の設置場所						
太陽光発電設備出力		kW				
報 告 期 間		年度（　年　月～　年　月）				
期 間 中 の 発 電 量		(a) kWh				
期 間 中 の 自 家 消 費 量		(b) kWh				
期 間 中 の 売 電 量						
期 間 中 の 自 家 消 費 率		%	(b) ÷ (a) で計算			

※ 発電量、自家消費量等の実績が確認できる書類を添付すること。

様式第12号（第18条関係）

年　月　日

和泉市長 あて

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名）

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金財産処分等承認申請書

年　月　日付け第　号で補助金の交付決定の通知を受けた和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金により取得した下記の財産を処分したいので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により申請します。

記

補助対象設備				
補助金の交付決定	文書番号			
	決定通知日	年　月　日		
補助金の交付済額	円			
処分方法	担保		目的外使用	売却
	譲渡	交換	貸与	廃棄
処分の時期	年　月　日			
処分の理由				
処分の条件等 ※処分による収益があつた場合は、その額を記載してください。				

様式第13号（第18条関係）

和泉環第〇〇号
年月日

〒

所在（住所）地

団体名

代表者名（氏名） 様

和泉市長 〇〇 〇〇 印

和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金財産処分等承認通知書

年月日付けで受付した和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金については、内容を審査した結果、適当と認められますので、和泉市再エネ・省エネ機器設置促進事業補助金交付要綱第18条第2項の規定により通知します。

記

1 補助対象設備

2 交付決定年月日及び交付決定番号

3 補助金の交付済額

4 承認の条件